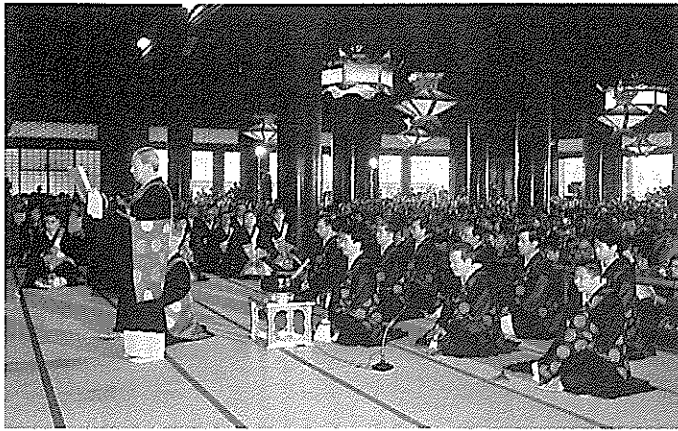


## 北海道50年の歩み—真宗同朋会運動— No.31

## 点描

教団問題 公議公論を求めて(下)  
宗憲改正(下)1981  
昭和56年

門首継承式において、宗憲に則り、同朋各位の信託に応えと誓う大谷暢顯門首

一九八〇年(昭和55)11月22日、京都簡易裁判所で成立した即決和解。11月25日には、京都府知事に対し本願寺の代表役員の地位を「住職」から「宗務総長」に移す認証申請が提出され、12月には代表役員変更登記も完了。嶺藤宗務総長名による告訴・告発も取り下げられた。

北海道教区は、翌年2月26日に藤原俊参務を招いて、教区会議員・教区門徒会員・緊急対策委員ら70名が出席して内局懇談を開いた。質疑は、即決和解の内容と宗憲改正に向かう今後の内局方針に集中したが、採択された決議文に樂觀ムードはない。

「本日吾々は茲に内局懇談会を開催し即決和解に至る諸情勢並びにその後の宗務の勤静につき具にその実情を承知した。即決和解が一挙に宗門正常化をもたらすものではなく、前途尚きびしいものであるを痛感した」。

和解交渉が始まった頃には、中山理々なる人物が香港ドルで一万ドルの手形を持ち込み、内事に和解を破棄しよう申し入れがあり、即決和解の調印当日、元宗議会議員が裁判所に法主の委任状な

るものを持ち込み和解せぬよう申し入れが行われるなど、不可解な行動が起こされた。

また、真宗大谷派本願寺維持財団の名称が本願寺維持財団に変更され、宗派離脱を図る東京別院の動きが依然として進行していた。

宗憲改正に当たっては、教区内でも要点説明会や自主的な学習が行われてきたが、その中で課題となつたことが内局懇談で提起された。

山本良超氏は「今宗門は宗憲改正に向けて大きく動いているが、各方面から寄せられている要望等を当局はどの程度受けとめて、どんな処置を施しているのか、少なくとも本山をメツカ的に表現したり、御本尊についても後に悔いを残さぬような表現を盛り込んで欲しい」と質問した。

これに対して藤原参務は「真宗本廟の中に「御影堂及び本堂を中心とする聖域」と云う表現をメツカ的なものだとする意見がある。これについては学者の意見も聞き、そこに奉職するもの又は身を運ぶ者は緊張して身を正すべきである」と云うことから「聖域」の表現を残してある。抑々、宗憲改正は十年に余る教団の異常な事態を通して出て来た宗派と本山本願寺は何かと云う問いに起因している」と応答した。

教団問題という混乱の中で、宗

門世論に耳を澄ませ、求めて続けてきたのは、たとえ迂遠のように思えても同朋の公議公論を徹底し、身を正し続けていく姿勢にあったのではないだろうか。

一九九六年(平成8)、大谷暢顯門首が第二五代門首に就任した。宗憲改正後初めて迎える継承式では、門首は内陣から外陣に歩みだし、御真影に向かつて「宗憲に則り、本願崇敬の務めを尽くし、いよいよ深く真宗の教法を信じ、もつて同朋各位の信託に応えんことをここに誓います」と表白した。

二〇一一年(平成23)は「宗祖御正当年」である。第三期御遠忌法要を終えて招集された臨時宗会で安原晃宗務総長は、本年が真宗同朋会運動五十年目、宗憲改正三十年であることを押さえて、「同朋会運動は、宗門全体が「真宗同朋会」となる構想であります。その「会」の意義を、宗憲改正において、「同朋社会の顕現」という言葉をもつて引き継いでまいりました」と所信を述べた。

公議公論を尽くすとは、責任を他人に押し付けないということである。七百五十回御遠忌という時代を生きた私たちは、未来に何を継承しようとするのか。その姿勢と意欲が教団を僧伽として荘厳するのである。